

メンタルヘルス不調者に係る拳銃等の取扱要綱の改正について

〔 令和 3 年 3 月 3 1 日  
大通達甲（警）第 11 号  
警察本部長から各所属長宛て 〕

（概 要）

この通達は、拳銃等の適正な取扱いの徹底を図るため、メンタルヘルス不調者に対する拳銃等の取扱いについて必要な事項を定めたものである。